

平成26年5月20日

福島県知事

佐藤 雄平 様

東京電力株式会社

代表執行役社長

廣瀬 直己



地下水バイパス計画の実施及び廃炉に向けた取組についての緊急申し入れ  
に対する回答について

弊社福島第一原子力発電所における事故により、福島県民の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めまして心より深くお詫び申し上げます。

さて、平成26年4月25日に受領いたしました緊急申し入れにつきまして、下記のとおり回答申し上げます。

記

1. 地下水バイパス計画について

(1) 地下水バイパス計画の実施に当たっては、排水基準に係る運用目標値を確実に遵守すること。

<回答>

地下水バイパスの実施に当たりましては、排水の基準となる一時貯留タンクにおける運用目標を厳守することはもちろん、定例モニタリング等により、その傾向をしっかりと把握してまいります。

一時貯留タンクに汲み上げた水の分析につきましては、弊社のみならず、弊社とは資本関係のない第三者機関にも分析を依頼し、データの信頼性を担保するとともに、分析結果を速やかに公表いたします。

加えて揚水井においても、モニタリング結果が、運用目標等以上となった場合は一旦停止して、第三者機関におけるクロスチェックを週1回実施するなど、より慎重な運用に努めてまいります。

なお、一時貯留タンクや揚水井におけるモニタリング結果が運用目標等以上となった場合の取り扱いにつきましては、手順書を作成し、しっかりと遵守してまいります。

(2) 地下水を一時貯留するタンクや配管から漏えい等が起きないように、弁の管理を含めた適切な運転管理を行うこと。

(3) 地下水の汲み上げにより、地下水水位が低下し、原子炉等建屋内の汚染水が流出しないように水位管理を徹底すること。

<回答>

地下水の急激な汲み上げによる建屋周辺の地下水水位低下によって、建屋内の汚染水が外部に流出することのないよう、今後一ヶ月程度かけて、建屋内滞留水や建屋周辺の地

下水位を確認しながら、段階的に汲み上げ量を増やすとともに、その後も建屋内外の水位をしっかりと確認しながら、揚水井の汲み上げ水位を設定してまいります。

原子炉等建屋周りの地下水の水位管理については、従来から実施しているように、サブドレンの水位が建屋内水位を上回るよう建屋内水位を管理いたします。加えて、各揚水井の水位が、その下流に位置する観測孔（原子炉建屋と同じ標高に設置）の水位を上回るよう管理してまいります。

また、一時貯留タンクにおける水質分析が完了し、運用目標を下回ることを確認した後、キーロックを解除し、二重の止め弁の開操作、ポンプを起動するなどの手順を徹底し、万が一にも運用目標以上の水を排水することのないよう、厳重な運転管理を実施してまいります。

- (4) 地下水の分析結果をはじめ、海水や海産物への影響等についても調査、評価を行い、県民はもとより広く国民に対して丁寧にかつ分かりやすく公表すること。

<回答>

地下水の分析結果につきましては、一時貯留タンクにおいて、運用目標未満であることを確認する分析結果はもちろんのこと、揚水井を含めた定期的なモニタリング結果につきましても、出来る限り速やかに整理して公表いたします。

なお、揚水井における週1回の定例モニタリングにつきましては、これまで12本全ての揚水井からの採水を一律同じ日に実施しておりましたが、急激な濃度上昇があった場合、早期に対処ができるよう、4月28日より、揚水井を偶数番号と奇数番号に分け、異なる曜日に採水を行うよう変更いたしました。今後も適宜、運用方法の改善に努めてまいります。

海水への影響につきましては、海水モニタリングを計画に基づき着実にを行うとともに、排水の前後で海水データに有意な変動がないかを確認してまいります。

なお、本年1月31日から地元紙、5月12日からはNHKにて海水モニタリング結果をお知らせいただいているように、今後とも地元紙やテレビなどのマスメディアのお力もお借りしながら、福島県民の皆さま、国民の皆さまに広くお知らせする取り組みを推進してまいります。

また、海産物につきましては、福島第一原子力発電所の港湾内ならびに発電所を中心とした20km圏内の魚介類モニタリングを定期的実施し、その結果について漁業関係者の皆さま等へご説明するとともに、弊社の定例記者会見やホームページへの掲載を通じて公表させていただいておりますが、今後も分かりやすく丁寧に情報をお伝えするよう努めてまいります。

## 2. 廃炉・汚染水対策について

- (1) 汚染水対策をはじめ、廃炉を安全かつ着実に推進するため、福島第一廃炉推進カンパニーに対して、東京電力のあらゆる経済資源を投入し、全社を挙げて取り組むこと。

<回答>

新カンパニー発足後においても、これまで通り、東京電力グループをあげて福島原子力事故に対する責任を果たすべく、廃炉・汚染水対策を最優先に対応してまいります。

具体的には、コーポレート・他カンパニーとの人事異動、廃炉作業に必要な資金の確保、トラブル対策等の検討協力など、人材・資金・技術面でコーポレート部門と密接に連携し、全社を挙げて取り組んでまいります。

また、社外との関わりについては、国・東京電力・ゼネコン・プラントメーカー等からなる委員会、タスクフォース等（汚染水処理対策委員会、高性能多核種除去設備タスクフォース、トリチウム水タスクフォースなど）の設置や、海外先行事例の情報収集・活用、海外機関や有識者によるレビューの実施など、国家的プロジェクトとして国や内外の専門家と協力しながら取り組んでまいります。

- (2) 汚染水処理の要である多核種除去設備については、これまで確認されているトラブルの対応を確実にいき、安定稼働を図るとともに、増設する多核種除去設備についても、これらの対応策を反映したものとし、年度内にタンク内の汚染水処理を確実にいくこと。

<回答>

多核種除去設備につきましては、万が一トラブルが発生した場合は、速やかに対策をとり、信頼性を向上させるとともに、以下の対応を実施いたします。

① 現行多核種除去設備の早期本格稼働

なお、現在発生しているクロスフローフィルタの不具合の原因は、テフロン製シール材の放射線照射脆化であるため、照射脆化に強い合成ゴム製の対策品に順次取り替えてまいります。

② 経済産業省補助事業である高性能多核種除去設備の早期稼働

③ 増設多核種除去設備の早期稼働

高性能多核種除去設備および増設多核種除去設備の設置にあたっては、現行多核種除去設備で発生した不具合対策の水平展開を実施いたします。

今後とも汚染水処理に万全を期し、2014年度内にタンクに貯留している高濃度汚染水の処理を完了するよう取り組んでまいります。

- (3) 昨年度から作業上のミス等によるトラブルが相次いで発生していることから、東京電力自らが、現場の十分な状況把握とリスク管理を徹底し、トラブルを未然に防止するとともに、一刻も早い汚染水問題の解決と廃炉に向けた対策を予防的・重層的に実施し、確実に結果を出すこと。

<回答>

トラブルの発生原因につきましては、弁の施錠管理がなされてなかったことや電源盤の個別表示が不足していたこと等の設備面での問題や、現場の確認不足、基本ルールの徹底不足等の運用面の問題がありますが、通常の作業現場とは異なる厳しい環境下での作業とはいえ、新たな事象に対して対応が後手に回ったケースが多くあったことを反省しており、同じ過ち・トラブルを繰り返さないよう、根本原因を解消するため、原点に立ち返り順次取り組んでおります。

具体的には、現場に密着した管理を行うために、管理職によるエリアキーパー制（1～4号機側・タンクエリアを14エリアに分割、現場が管理されていることを責任を持って確認）の採用やパトロールの追加、東電ワッペンへの貼り付け等の諸対策を準備・実施しております。更に、福島第一に事務本館を設置し、現場出向時間の短縮を図るとともに、全面マスク着用省略エリアの拡大等、現場の問題点を改善するための対策を計画的に実施してまいります。

また、汚染水対策に関しては、護岸の地盤改良、地下水汲み上げ、地表舗装・トレン

子内の汚染水除去、地下水バイパスの運用による緊急対策、海側遮水壁、凍土遮水壁（陸側遮水壁）、サブドレンからの汲み上げによる抜本対策を確実に実施してまいります。

- (4) 廃炉の作業においては、ミスが起きないように、現場で指示・監督ができる人材の計画的な育成・確保や研修の実施、また、作業員が安心して働けるための作業環境や労働環境の改善等に確実に取り組むこと。

<回答>

長期にわたる安定的な雇用を確保できるよう、随意契約にて工事を依頼することで計画的な作業員の育成に取り組み、現場を良く把握し、適切な判断が下せる人材の確保に努めてまいります。

労働環境の改善に向けた取り組みとして、線量低減の進捗にあわせ、作業員の負荷軽減のため、全面マスク着用省略エリアを拡大すること（平成27年末までに完了予定）、また、協力企業とのコミュニケーションを緊密にするため、現場近くに暫定事務棟（Ⅰ期工事：平成26年6月末完了目標、Ⅱ期工事：平成26年9月末完了目標）や本設事務棟を設置することに加えて、大型バスを改造した移動式休憩所（平成26年1月に設置済み）や大型休憩所の構内整備（平成26年度完了目標）、給食センターの設置（平成26年度完了目標）などの改善を進めてまいります。

また、作業員へのアンケート結果も踏まえ、継続して作業環境や労働環境の改善に取り組んでまいります。

以上